

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
会計監査委託 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和元年5月9日	兼山会計事務所 東京都練馬区羽沢2-4-1	2,073,600円	当センターにおいて継続的に監査を実施しており、会計のみならず、契約・人事の運営についても熟知しているため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
新元号対応改修作業 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月22日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	3,456,000円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
電子カルテシステム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	102,643,200円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
周産期システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和元年5月7日	株式会社ミトラ 東京都中央区京橋2-11-4	4,212,000円	部門システムの業者が株式会社ミトラであるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
生理検査・脳波システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	フクダ電子東京販売株式会社 東京都台東区池之端2-1-11	2,102,112円	部門システムの業者がフクダ電子東京販売株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
放射線部門システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	34,668,000円	部門システムの業者が富士フィルム株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
健診システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	東光コンピュータ・サービス株式会社 東京都中央区新富1-3-9	1,788,480円	部門システムの業者が東光コンピュータ・サービス株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
患者案内システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	6,652,800円	部門システムの業者がパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
医事業務委託 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	株式会社ソラスト 東京都千代田区神田佐久間町3-2	16,210,000円	現在医事業務を委託している業者であり、現在の業務内容及び契約金額を評価し、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
医事業務委託 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成31年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2-9	24,559,972円	現在医事業務を委託している業者であり、現在の業務内容及び契約金額を評価し、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
小児用膀胱尿道鏡 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和元年5月10日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	1,110,240円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。	
電動式骨手術器械 2式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和元年5月16日	株式会社田中歯科器械店 東京都千代田区富士見1-3-8	1,154,520円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
PACS連携システム 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和元年5月14日	株式会社イノテック 広島県広島市南区金屋町2-15	4,212,000円	希望の仕様条件を満たすシステムを提供できる業者が他になかったことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項のの契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
運動器ドックサービス 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和元年5月20日	アレグロスマート株式会社 東京都新宿区市谷砂土原町3-4-2	1,566,000円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。